

鳥インフルエンザにかかる コードの改正について

《第10.4章：鳥インフルエンザ》

OIEでは加盟国の意見を踏まえ、今後、次の点を考慮して鳥インフルエンザにかかるコードの改正議論を進める旨を今回の報告書に明記。

《第10.4章：鳥インフルエンザ》

- ・OIEへの通報内容が国により異なっていること
- ・LPAI発生時とHPAI発生時の対応と清浄ステータスへの復帰に関し、(加盟国の)ニーズが異なっていること
- ・一部の加盟国が、正当化し得ない貿易障壁措置を実施していること
- ・安全物品に関する条項を追加し、また、サーベイランスについても拡大する必要があること

《第10.4章：鳥インフルエンザ》

来年2月の専門家会合に間に合うよう、本年中でも、

- ・科学委員会
- ・リスク管理者 (CVOなど)
- ・レファレンス・ラボラトリー
- ・OFFLU (*OIE, FAO network of expertise on animal Influenza*)
- ・家きん産業
- ・野生動物WG

の代表者からなる、アドホック・グループ会合を開催予定。

《第10.4章：鳥インフルエンザ》

アドホック・グループにおける検討の重要点は、

- ・ウイルスが増幅するために必要な、野鳥や水場の数といった観点を踏まえたウイルスの（家きんへの）侵入動向の再検討
- ・家きん農場における、野鳥由来のウイルスの侵入を防ぐための効果的なバイオセキュリティ
- ・非清浄国からの家きん由来物品の輸入に係るリスク低減措置